

東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画策定方針

令和6年9月

1 後期基本計画の策定にあたって

東久留米市では令和3年度から10年間を計画期間とする「東久留米市第5次長期総合計画」（以下「第5次長期総合計画」という。）を定め、『“みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米”』をまちの将来像として、まちづくりを進めています。

第5次長期総合計画の計画期間初年度である令和3年度からこの間においても、緩やかに人口減少は続いており、その構成では、5歳から14歳のこどもや50歳代の人口は増加する傾向がある一方で、15歳以降のこどもや20歳代の若者、30歳代・40歳代といった子育て世代は年々減少しています。また、デジタル化の進展、働き方、暮らし方に対する意識の多様化や人生100年時代と言われる長寿社会の到来、社会インフラの老朽化への対応等、市を取り巻く環境は年々変化し続けています。

こうした状況の中、令和12年度までの基本構想・基本計画を推進するにあたり、令和3年に策定された前期基本計画が令和7年度をもって計画期間が満了となることから、令和6年度より全庁で、令和8年度からの後期基本計画の策定作業に取り組むものです。

なお、地方自治法の改正により基本構想の法的な策定義務はなくなりましたが、本市では東久留米市長期総合計画条例（平成30年条例第13号）を制定し、今後も、総合的かつ計画的な行政運営を行うための指針である長期総合計画を策定することとし、第5次長期総合計画基本構想については、議会の議決を得ています。また、本条例の規定のとおり、長期総合計画は東久留米市の最上位の計画として位置付けられています。

なお、第5次長期総合計画と市長の所信表明による方針との整合性については、所信表明に掲げる政策の実現には高い実効性が重要であることから、その実現のための施策については、具体的な取り組みを示す予定計画事業一覧及び、東久留米市デジタル田園都市国家構想総合戦略、各年度に示す施政方針上でその旨を明らかにし、実現に向けて取り組んでいます。

2 計画期間について

後期基本計画の計画期間は、令和 8 年度より令和 12 年度の 5 年間とします。

第 5 次長期総合計画の基本構想については、今後人口減少が進み、様々な変化が想定される中、東久留米市を取り巻く社会・経済情勢を的確に捉え、より実効性のある計画とするため、始期から 10 年後の令和 12（2030）年を目標年次とした東久留米市の将来像を定めるとともに、その実現に向けたまちづくりの基本理念・基本目標等を定めています。また、前期基本計画は、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間の計画期間としています。

これに基づき、後期基本計画の計画期間は、令和 8 年度より令和 12 年度の 5 年間とします。

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
第 5 次長期総合計画									
基本構想									
前期基本計画					後期基本計画				

3 基本構想の取扱いについて

（1）基本構想の見直しについて

現行の基本構想は令和 12 年までの 10 年間を見据えたものであります。令和 12 年度（2030 年度）に向けた方向性は変わらないことから、基本計画の上位に置かれる基本構想の見直しは行いません。

現行の基本構想は目標年次である令和 12 年度までの 10 年間を見据えたものです。

また、今回の後期基本計画の策定は令和 7 年度までを計画期間とした前期基本計画をベースに、法令の改正、社会・経済情勢や市民ニーズの変化に加え、前期基本計画の進捗状況などを勘案する中で見直すことを目的としています。前期基本計画の策定時に人口ビジョン等の基礎調査結果を示した以降、令和 5 年 12 月に策定した「東久留米市デジタル田園都市国家構想総合戦略」における人口ビジョンや、社会情勢の変化に鑑みても、若干の数値の変動はあるものの、令和 12 年度（2030 年度）に向けた方向性は変わらないことから、基本計画の上位に置かれる基本構想の見直しは行わず、現行のとおりとします。

（2）施策体系について

基本構想を推進・実現するための、基本的な施策を体系的に取りまとめた「施策体系」も現行どおりとします。

施策体系とは、基本構想を推進・実現するために定めた「基本目標」を達成するための諸施策を体系的に取りまとめたものです。基本目標を見直す場合には、それに基づく施策体系に変更することも視野に入れる必要がありますが、現状の基本構想の実現に向けた基本目標及び、基本的な施策は、現在の本市のまちづくりの方向性とも整合していることが

ら、現行どおりとします。

一方、令和 6 年度より開設したこども家庭センター、令和 7 年度より施行される新たな地域福祉計画の状況等により、こども・保健・福祉施策を中心に基本的な事業を見直す可能性や、社会全体でのデジタル化や SDGs 推進の考え方により、分野横断的な施策が増えてきたことから、基本的な施策を横断する（再掲する）基本的な事業を設定する可能性があります。基本的な事業については、各部の課題洗い出し等により整理していきます。

4 予定計画事業について

予定計画事業の示し方について検討を行います。

第 4 次長期総合計画の際、「これからの総合計画のあり方」について議論がなされ、社会全体の経済状況が右肩上がりの時代に仕組みが作り上げられ、各分野にわたる総花的な予算分配の機能を担った実施計画については、この間も「先行きに対する不透明感を増す時代にあり、著しく変貌する社会・経済情勢や国・都の政策に柔軟に対応していくためにも策定しない」ものとしてきました。一方で、東久留米市の施策の方向を示す必要性や各分野における事業計画の位置づけの明確化などの視点から、第 4 次長期総合計画前期基本計画において予定計画事業を採用しました。予定計画事業は、各基本的な事業に関連する個別計画において、向こう 5 年間に取り組むとした事業のほか、都市経営の視点から戦略的に取り組むべき事業を抽出して掲載するものです。

第 5 次長期総合計画前期基本計画においても、これを踏襲して、予定計画事業をローリングによる精査を図った上で作成し、別に公表してきましたが、「計画、方針、指針等が多すぎる。集約化すべき。」「予定計画事業、東久留米市財政健全経営計画（改定版）実行プランの個別項目、施策報告書の事務事業に統一性が無く（すべてに記載のある事業、どれか 1 つに計上されている事業など）分かりにくい」等の意見もあります。

これらを踏まえ、令和 6 年度施政方針において、令和 6 年度予算に係る予定計画事業のローリングは、当初予算成立後に当該事業が確定することや、前年度実績、現年度以降の予定なども加味し、時期や手法を検討した上で、施策報告書とともに分かりやすく示していくこととしました。

また、これまでの新型コロナウイルス感染症による財政への影響及び、現下の世界情勢が起因する長引く物価高騰などにより、先々の社会・経済情勢は不透明な上、ここ数年の財政状況を基礎データとして活用することも難しいことから、5 年先までの予測がこれまで以上に見込みにくくなってきているほか、DX、GX の急速な進展や、SDGs 推進の考え方により分野横断的な施策も増えています。

これらを踏まえ、後期基本計画においては、予定計画事業の取りまとめをどうしていくか、例えば、後期 5 年間で予定計画事業を基本計画の項目として示し、その実績説明やローリングは、施策報告書や東久留米市財政健全経営計画（改定版）実行プランの改訂で示していくなど、検討が必要となっています。

5 計画策定の体制

(1) 庁内検討体制

後期基本計画の策定における庁内の検討体制として、東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画策定委員会及び、同委員会の下位組織として専門部会を設置します。

① 東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画策定委員会

策定委員会は、副市長を委員長として、東久留米市庁議等の設置及び運営に関する規則第4条第1項に規定する者（ただし、市長を除く。）をもって構成し、基本計画策定に必要な事項について調査及び検討を行います。

② 東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画策定委員会・専門部会

策定委員会の下位組織として部課長職で構成する専門部会において、各分野を網羅した素案の策定を行います。部会は5つの基本目標及びこれを支える「基本構想実現のために」の6つの方針をベースとして、分野ごと6部会を設置することとしますが、社会全体でのSDGsの推進やDX、GXの推進等により、課題の多様化、課題解決に向けて分野横断的な対応も増えていることから、必要に応じて関係分野の課長職にオブザーバーで出席いただく等の方法も検討します。

【参考：基本目標の体系】

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ・共に創るにぎわいあふれるまち | ・安心して快適にすごせるまち |
| ・いきいきと健康に暮らせるまち | ・子どもが豊かに成長できるまち |
| ・自然と共生する環境にやさしいまち | ・基本構想実現のために |

(2) 市民参加手続きについて

後期基本計画策定にあたり、東久留米市デジタル田園都市国家構想総合戦略策定時の経験も踏まえ、デジタルを活用し、可能な限り、広く市民の意見や考え方を聴取することに努めます。

① 第5次長期総合計画後期基本計画推進委員会

東久留米市第5次長期総合計画前期基本計画を策定する際は、10年間の基本構想を検討するにあたり、有識者と公共的団体等の代表者、公募市民を委員とした「東久留米市長期総合計画基本構想審議会」を条例により設置するとともに、庁内において「東久留米市第5次長期総合計画策定委員会」を設置しました。

一方、後期基本計画は、現行の基本構想を前提に、それを実現するための施策の大纲に基づいて、分野別に現状と後期5年間の課題、それらを踏まえた方向性を示しながら、諸施策を総合的に体系化するものであるため、第4次長期総合計画後期基本計画の策定においては、庁内において、東久留米市第4次長期総合計画後期基本計画策定委員会」を設置し、検討しました。

今回、第5次長期総合計画後期基本計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態が本市の施策のみならず、地域にどのような影響を与えたか等について、有識者と公共的団体等の代表者及び公募市民による外部視点からご意見、ご助言等を伺い、前期5年間の評価や今後の方向を検討する上での参考としていくため、「第5次長期総合計画後期基本計画推進委員会」を新たに設置することとします。

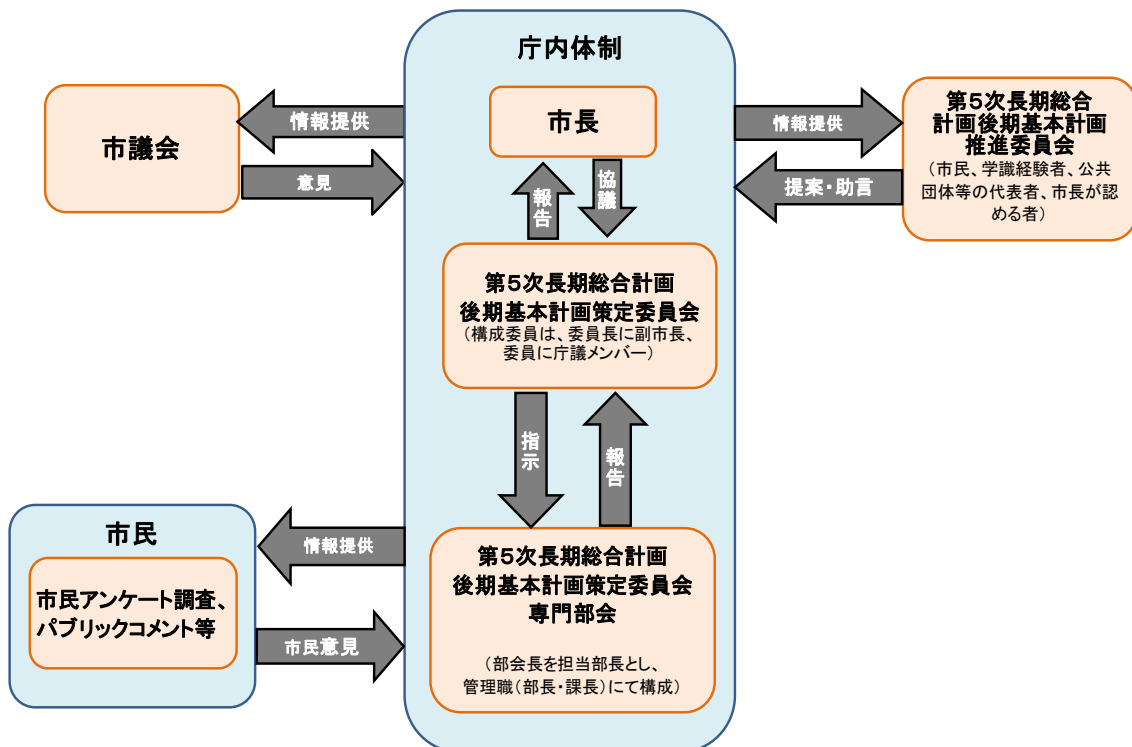
また、過去に実施した市民満足度調査は、郵送により2,000名の方に配布し、回答は第4次長期総合計画後期基本計画策定時が683名(34.2%)、第5次長期総合計画前期基本計画策定時が651名(32.6%)でした。今後、オンライン市役所を導入する等、デジタル化を推進する上で、より多くの市民の方からご意見を伺う手段を検討する上での実証実験の意図も含め、計画策定期間中にデジタル、非デジタルによるアンケートの手法も検討しながら実施していきます。

なお、本市の最上位の計画策定という趣旨を鑑み、市民アンケートやパブリックコメントのほか、こどもの声を聞く機会の創出等、広く市民のご意見を伺える手法を検討、実施できるよう努めます。

② 策定過程で想定される市民参加手法

- ア 市民アンケート調査、パブリックコメント等
- イ こどもの声を聞く機会の創出

【参考：後期基本計画策定に向けた組織体制】



6 現時点での策定スケジュール案

後期基本計画の策定スケジュールは、概ね次のとおりとします。

令和 6 年度 基礎調査期間・第 5 次長期総合計画後期基本計画推進委員会の設置

令和 6 年	7～12 月	第 5 次長期総合計画後期基本計画策定委員会・同委員会専門部会の設置・開催 庁内での前期基本計画の検証 第 5 次長期総合計画後期基本計画推進委員会委員の公募・選考
令和 7 年	1～ 3 月	基礎調査報告書の作成 第 5 次長期総合計画後期基本計画推進委員会の開催

令和 7 年度 後期基本計画の具体的内容の検討～策定

令和7年	4～6月	後期基本計画策定委員会・専門部会の開催 後期基本計画推進委員会の開催
	7～9月	後期基本計画（素案）の策定 後期基本計画推進委員会の開催
	10～12月	後期基本計画（原案）の策定、パブリックコメント
令和8年	2月	第5次長期総合計画後期基本計画の策定
	3月	行政報告、広報・ホームページにて周知

7 その他

(1) 第5次長期総合計画後期基本計画・基礎調査報告書について

長期総合計画の策定にあたっては、策定準備として基礎調査報告書を作成しています。前期基本計画時は、10年間の基本構想を策定するにあたり、今後のまちづくりにおける市の課題を明らかにするため、市政運営を取り巻く社会経済情勢や、分野ごとにおける本市の現状、これまでに推進してきた施策に対する市民や団体・企業の意向等を整理・分析し、計画策定における基礎資料として取りまとめています（図1参照）。

後期基本計画時は、10年間の基本構想の計画期間内であることから、中間期における、前期基本計画期間中の施策別の評価と、基本事業ごとの進捗状況を明らかにすることを目的として取りまとめています。また、同計画に掲載を予定する基本事業ごとの関連するデータ、個別計画についても整理しています（図2参照）。

今回は後期基本計画の策定であることから、後者の考え方を踏襲して調査を行います。令和5年12月策定の「東久留米市デジタル田園都市国家構想総合戦略」において人口ビジョン等による検証を行っていることから、人口ビジョンは総合戦略時の調査結果をベースとして活用しつつ、他の計画における最新の人口推計も踏まえ、検証及び整理をしています。

また、市民アンケート調査等は、先述のとおり、デジタル、非デジタルによる市民アンケートの手法を検討のうえ、準備が整い次第、計画策定期間中に実施していくことから、その時期によっては、基礎調査報告書の別紙として、適宜、公表していきます(図3参照)。

図1 第5次・前期基本計画（基本構想）策定時の基礎調査実施フロー

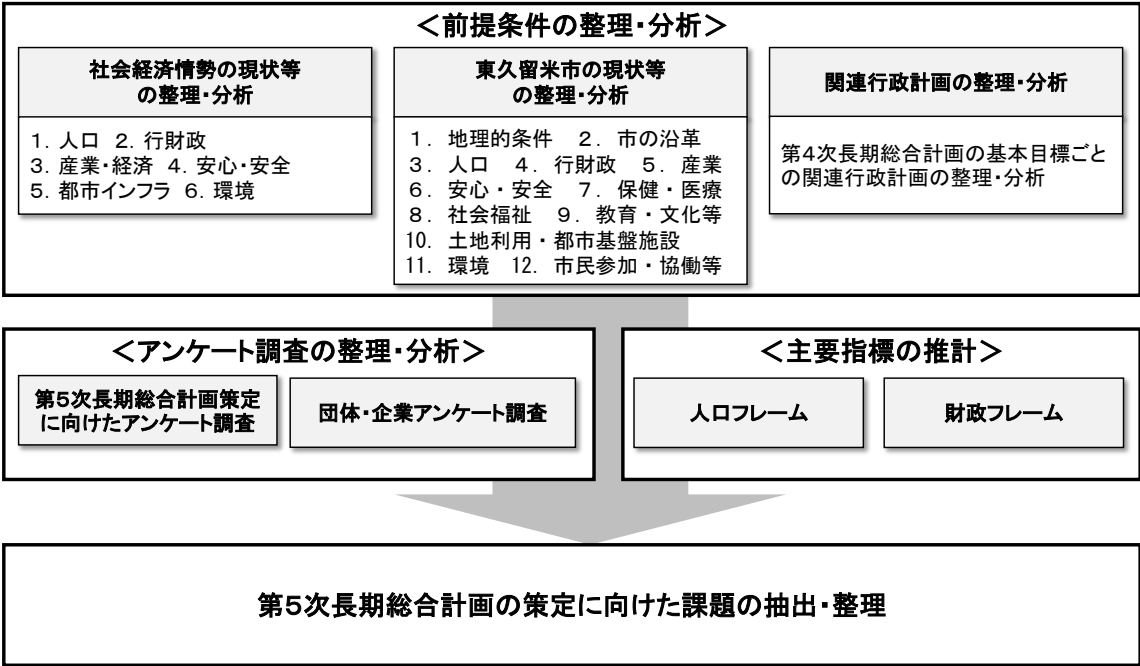


図2 第4次・後期基本計画策定時の基礎調査実施フロー

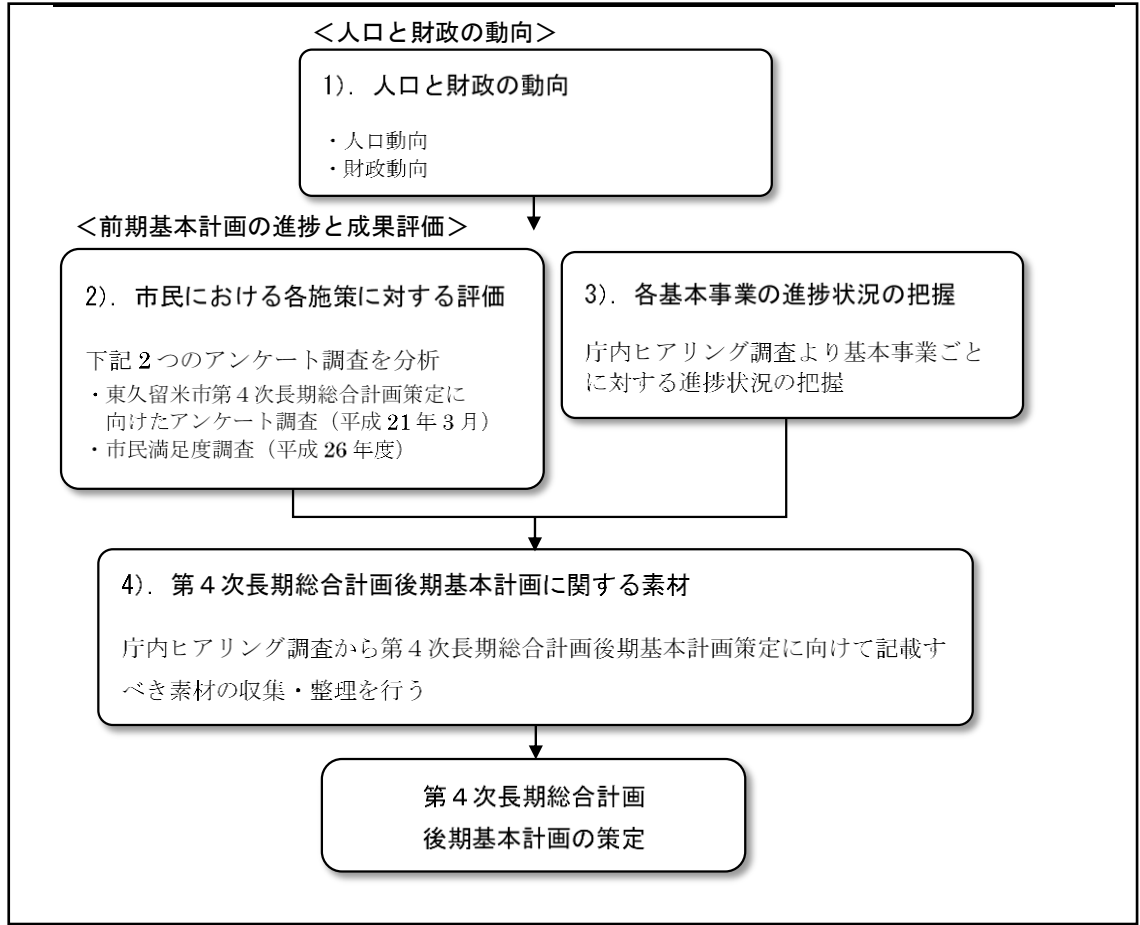
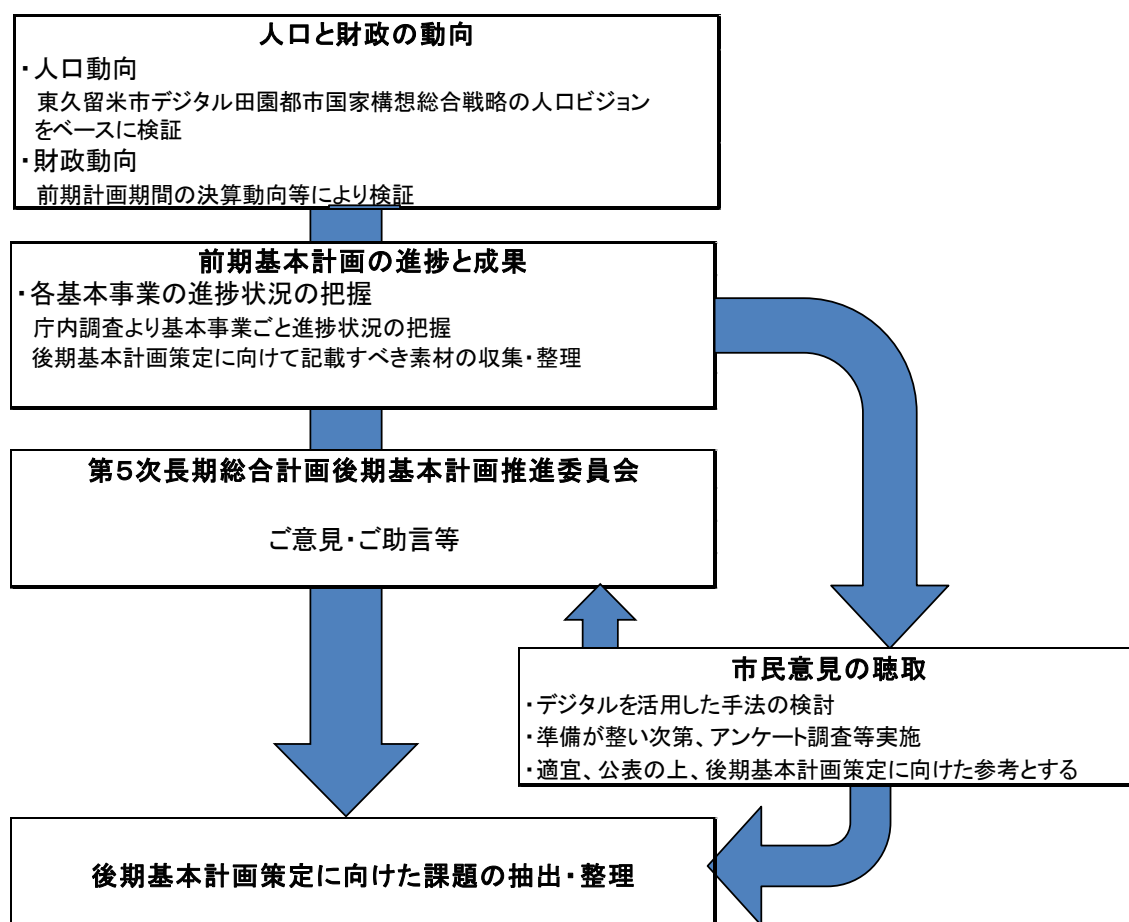


図3 第5次長期総合計画・後期基本計画での調査フロー（案）



（２）後期基本計画の策定等における組織の検討について

後期基本計画に掲げる基本的な事業や基本的な施策等、施策を推進する方向性が一定、整理された段階や、国の制度改正等により組織体制の整備が課題となる場合、基本的な事業を推進するために現行組織の見直しが必要である場合等には、様々な社会情勢の変化等に柔軟に対応できる組織体制のあり方について、別途、検討を行っていく必要があります。